

地域情報化における I T の適用課題

内 桶 誠 二

1. 地域と情報化

1.1 地域の範囲

地域は「中央」に相対する部分であり、「保護すべき弱者」のイメージが付きまとつことが通例であった。だが、1979年当時に神奈川県知事の長洲によって提唱された「地方の時代」を契機として、地域の個性を主張することの重要性が周知された。例えば、地域おこし活動は全国各地の地方自治体（以下、自治体）に広まっている。これは地域資源を生かした特産品の開発・流通を促進させるのみでなく、地域の発展のためには住民による自主的活動が重要であることを周知させる機会ともなっている。

地域の範囲を明確にすることは困難であるが、「サブシステム」を概念として地域を階層分けしてみると表1のようになる。ゆえに、本論では行政区域によって地域を特定するのではなく、居住する住民の立場から地域について考察することにした。つまり、地域の範囲は住民個人の日常生活によって多様であり、「向こう三軒両隣」、住宅団地、消

表1 「地域」とその内部構成例

規 模	該当事例
大陸地域	欧州 アジア 南米
アジア地域	西アジア 東アジア
日本国内	関東 東北 近畿 九州
広 域 圏	首都圏 阪神圏
都道府県	茨城 栃木 群馬
自治体連合	事務組合 消防組合
区市町村	水戸市 友部町 東海村
地 区 域	学校区 自治会 商店街

表2 ネットワークの発生現場

領 域	発生現場
血 縁	家族 親族 係累
職 業	職域 取引企業
学 校	小学校 中学校
生 涯 教 育	学習教室 趣味教室
子 供 会	読書会 運動クラブ
宗 教 活 動	氏子 檀家 教会
自 治 会	町会 マンション
消 費 生 活	生協 カード会員

費財購入地帯、サークル活動・職業活動の地域などを挙げることができる。

1.2 ネットワーク

農耕を主体とする共同体は外部からの援助を期待しない閉鎖的なイメージが持たれる。だが、実態は他の地域との複雑な交流が存在する。また、各地から寄り集まつた人間によって構成される都市では、異なる地域との積極交流によって知識・商品などが集積される効用が生まれる。つまり、社会システムは英知や物品を効率よく集積・配分できる構造を持つが、当該システムに関与する内部サブシステムおよび外部システムは相互に作用しながら固有機能を果たす責務も負っている。

サブシステムとしての住民をみると、彼らは多様な価値観を持って機能の遂行に努めているので、価値の高い情報を得るために広くアンテナを張って生活することが必要となる。また、住民は設定した機能の実現のために多くの組織に関与することが必然となる。つまり、住民をネットワーク上のノードとして考えると、各ノードからは必要に応じて多数のリンクが張られる。これによって情報の受信・送信のための豊富な伝送路が獲得される。以上の事柄はインターネットの仕組みを想起させる。なお、ネットワークを活用するためには当人の能動性が不可欠である。

インターネットを運営するための管理者は居ないが、社会システムを運営するためには指導者や管理者が必要であり、その代表例が行政担当者である。行政が所定の機能を遂行するためにはノードである住民に関する各種の情報が必要である。例えば、2000年度に実施された国勢調査の調査項目として、勤務先の名称・所在地が設定されていた。だが、先に示したように住民は複雑なリンクを保有しているので、住民がどのネットワークに属しているかを詳細に把握することは不可能である。

以上のように、地域に関する問題を取り扱うときは住民が関係するネットワークを無視することが出来ない。そして、ネットワークの拡張・維持に必要な情報を伝達する際に利用されるメディアについても大きな問題が含まれている。

1.3 地域の活性化

政府は地域を活性化させるため、1962年の「全国総合開発計画」などを設定して推進に努めてきた。だが、この課題は政府に依存するのみではなく地域自体が能動的に取り組むべき課題である。地域の活性化は住民の定住地を整備する、他地域との連携体制を整備する、住民間の交流を促進させるなどの多様な事項に深く関与するので、身近な自治体などが中心となって推進させることが必要であるからである。

例えば、住民の交流を活性化させる場として有効な小公園・公民館・図書館の設置および運営、サークル紙の発行援助などは地域の事情に通じた町内自治会などが能動的に推進せねば実現しない。

なお、住民の交流目的で大きな部分は「知りたいこと」を得ることであるから、それを実現するためには「情報化」が必要となる。つまり、住民は自分が関与するネットワークの動向については何処に居てもアクセス可能なメディアの供与を望んでいるからである。だが、住民が地域について強く関心を持つ対象は狭く、住居・趣味・福祉・環境・消費経済などに関する項目が多い。その範囲は中学校区域くらいの地域であるから、日常的な簡便利用が可能なメディアが望まれる。

地域の自立・分権・個性化・魅力化は地域活性化によって生まれる。だが、我が国に古来から存在した村落は自然発的に構成されたものが多く、全国的な町村合併によって現存の3200余りの市町村まで削減された。だが、人口1万人以下の自治体が約半数を占めているだけでなく、政府による財政援助に依存する事例が極めて多い。

ゆえに、自治体などの地域行政機関が情報化を自前で実現させることの出来るメディアの採用が必要である。

なお、住民の中には地域内の生産・消費・情報の量が少ないと感じたり、文化的な交流が少ないことを問題視して他地域へ移住する者も居る。これが顕著に進行すると過疎地の発生を引き起こす。ゆえに、情報化の実現には自治体のみでなく地域内の企業・住民・ネットワークなどが自助努力をすることが大切である。

2. 地域情報化

「情報」の学術定義は混乱状態にある。そのため、地域情報化の目的内容も曖昧で、担当者によってその認識内容に差異が残されている。

多くの自治体は1995年度に示された自治省の指針に対応して「地域情報化計画」を作成し、その実現に取り組んできている。事業内容をみると(1)行政事務の効率化と高度化、(2)行政サービスの向上、(3)地域産業の振興、(4)生活情報の流通、(5)地域間の情報格差の是正、(6)地域のイメージアップなどを掲げている例が多い。これらの実現によって地域活性化が可能であることを示唆することもできる。

2.1 行政サービス

住民に質の高い行政サービスを効率的に提供できるのは政府でなく、直接関与の機会が多い自治体である。だが、行政サービスにおける情報化の実態を容易に観察することが困難であるため、住民は評価を的確に下すことが困難な状態におかれている。

行政サービスで行われる情報流通で大切なことは、情報弱者を発生させないために情報化の平準化をする、簡便利用を可能にする、高度利用者の期待を裏切らないことのように多面的な配慮である。例えば、同じ広報内容であっても多様なメディアを並列的に適用するなどの配慮が必要である。

表3 行政サービスにおける情報化の項目例

担当部署	対象内容の例
情報公開	公文書 自治体紹介 観光案内
行政窓口	住民台帳 租税 補助事業
防災部門	消防救助 河川管理
環境対策	大気保全 景観保護 緑地管理
保健行政	医療情報 清掃事業 下水処理
保健センター	介護記録 検診データ 防疫
教育施設	学校教育 生涯教育 教育センター
図書館	書籍管理 検索業務 貴重書の電子化
博物館	マルチメディア デジタルアーカイブ
公民館	住民交流 サークル 自治会活動
交通事情	道路渋滞 運行状況 駐車場の空き状況
職業安定	求人情報 Uターン 定住促進

経済社会の変化やSOHOの実現などによって、住民は住みたい地域の選択が可能な環境に置かれるようになったので、自治体はそれに応えることが必要である。つまり、適用メディアの技術面のみでなく、税制面などから住民を支援する態勢の整備も地域活性化に必要である。

2.2 生活情報の共有

住民が要求する情報には地域によって差異がみられる。地域特性に応じた情報を提供出来る自治体は住民による信頼・理解・協賛などを得ることができる。つまり、情報共有には情報を必要とする者に適切な情報を提供できる体制作りが必要である。

住民が望む情報は生活密着型であり、生活維持のために知っておくべきノウハウや生活情報、日常行動の決心に有効な情報などである。具体的には学区内の行事予定、休日診療機関、低価格消費財の販売店、ゴミの分別方法などが代表例である。住民はこれらを従来から回覧版や配布ビラなどをを利用して把握してきた。地域情報化に適用するのであれば、これらのメディアよりも機能・使用性に優れたシステムを模索することが必要である。ただし、地域情報化の目標設定で大切な事はハードウェアシステムの導入を主体とすべきでないことである。

システムの導入によって、地域住民にとって望ましい情報環境の構築、情報・知識の流通および共有の活性化を目指すのであるが、住民側から情報発信をする手段についても整備が必要である。情報化では双方向通信の手段提供が不可欠であることを忘れてはいけない。

利用するシステムとしてインターネットを無視することが出来ない。だが、マスコミは「情報の見世物」的な事例を多く取り上げる傾向が強い。行政はIT産業の振興を優

先させることを省みるべきである。

a. 住民交流

近年は勤労者の時間的余裕が増大したり、高齢化に伴う在宅者の増加などの効果のために、地域住民が身近な問題に共同で取り組むといった傾向が生まれている。社会の構成員としての役割を果たすために、行政の事業に参加しようとする者には情報交換のための住民交流が不可欠である。また、地域で共同作業をする際は個人が保有する知識を「共同知」として交換することが必要となる。これを実行する場が従来は「寄り合い」であったが、現代人は時空間の制限回避を要求することも特色である。そこで、電子メールなどの情報通信を事前打ち合わせなどに低コストで利用できる行政サービスの提供が望まれる。

「地方自治は民主主義の学校」と言われるよう、住民の参加による行政の実施は社会における重要課題である。だが、地域情報化が進展すると、プライバシーの権利、知る権利、情報の使用権、情報の参加権などの問題を抱え込む懼れも生じる。情報化ではこのような面の事前吟味が重大となる。

なお、情報社会の住民は情報を正しく見抜く能力を備えることも大切あるから、その練習方法として生活に密着した行政情報の吟味を試みることも有効である。

b. 地域文化の公開

生活の充実が実現に向かうと共に文化志向が高まってきた。その顕著な例として、博物館などの特別展示に殺到する中高年男女の群れを挙げることができる。

だが、住民が都市部から発信された情報を受信するのみでは、住民生活に平準化が生じて地域文化への関心が薄くなったり、個性が喪失する懼れも懸念される。対策として、地域文化の向上を目指して、風物・郷土の文化財・美術品・芸能などを情報通信を利用する「デジタルミュージアム」で公開するなどを試みる自治体の例が報道される機会が増加している。地域情報化の応用として、地域文化の公表によって地域外住民による関心を引き寄せるとも計画できる。

なお、我が国を訪れる外国人の多くはビジネスが目的であって、文化施設などの見学を主目的とする者は少ない。これは文化活動に関する国や自治体の取り組みが手薄のためである。つまり、来訪者を動員可能な観光および文化施設の整備は「箱もの」を主体とするのではなく、文化価値に関する情報発信の体制強化が必要である。

3. 情報化の事業

3.1 政府の方針

高度情報社会の実現を目指して、1994年8月には「高度情報通信社会推進本部」が政府内に設置され、以来多くの政策が実施されてきた。また、2000年7月には「IT戦略本部」が内閣に設置され、政府予算の重点配分を行うなどの動きが活発である。しかし、情報社会の実現程度に関する評価法の整備は遅れている。

この間の指導傾向としては「物中心」から「情報の利用・管理」を中心とした社会の構築への転換が感ぜられる。だが、地域開発に対する公共投資がバラマキ行政に陥りやすいことが多い多くの識者によって指摘されてきた事実を覆す根拠は見当たらない。

情報化によって、地域・職場・世界における情報共有の進化および意識の高揚が期待されるところであるが、それを実現させるのに必要な法律体制や規則の整備が遅れている。つまり、情報化を推進するためには「表現の自由、知る権利、知識管理、情報活用」等を含めた広い領域に渡る法律および執行体制の整備が必要である。

例えば、自治省（以下、省庁名は2000年12月現在のもの）は全国の地方公共団体を結ぶ「総合行政ネットワーク」の構築を1997年度から検討を進めてきた。これは「電子政府」の構築作業の一環であると推定できるが、運用次第では「地方の分権」構想の実現に逆行する恐れさえ包含する。また、1998年8月に公告された「改正住民基本台帳法」を適用して「住民基本台帳ネットワークシステム」の運用が準備されている。これは各自治体が管理運用している情報システムを協同運用する体制の「全国単位センター」に接続させることとされている。同システムの運用が始まると、国民は各人に貸与されるICカードを全国どの自治体で提示しても住民票の交付を受けられる予定になっている。だが、行政側が集積されたデータを利用して、選挙や介護に関する事務を進めるなどによる弊害発生を懸念する者が皆無とは言えない。つまり、データの流用が予想されるのであるが、個人情報を利用した「先回りケア」と呼ばれる行政サービス提供に関する是非を事前に十分に検討せねば、目的外利用の氾濫事態を招きかねない。

3.2 郵政省による補助事業

地域情報化に関する政策担当の官庁は特定されておらず、自治省・農林水産省・建設省・国土庁・郵政省などが競合的に取り組んでいる。つまり、各官庁は独自の観点で補助事業を設定して情報システムの構築費用を援助したり、事業者に対する税制の特別措置などを設けている。以下では、郵政省の事業状況について説明する。

郵政省は通信行政を担当する立場にあるために、情報化の事業には特に力を入れているようだ。例えば、郵政省は地域情報化の事業として1983年に「テレトピア構想」を提

唱した。この事業では1999年までに181の市区町村³⁴⁾が補助事業の指定を受けて、多くの試みが実施されてきた。構想が提唱された当時は「ニューメディア」が世間で注目されたので、ビデオテックス（キャプテンシステム）やケーブルテレビ（CATV）などを応用する地域情報化の計画が多く挙げられた。なお、CATVは難視聴地域対策として設置が始まったのであるが、現在も都市型CATVとして発展を続けている。また、デジタル信号を活用する双方向通信機能の付加によって、CATVインターネットの利用者も増加している。

1993年には「地域情報化に関する調査研究会」が設置され、地方公共団体等が高度なネットワークインフラを利用する行政サービスの提供システムを整備する事業を支援する「地域情報化支援施策（補助事業等）」が設定され、下に示すような事業³⁵⁾が順次展開されてきた。これらをみると、行政サービスの向上、地域の活性化、地域特性への配慮、情報関連企業の育成、対象地域の広域化などの意図が読み取れる。

- ・自治体ネットワーク施設整備
- ・マルチメディア街中にぎわい創出
- ・地域インターネット基盤整備
- ・中心市街地電気通信施設整備
- ・先進的情報通信システムモデル都市構築
- ・広域的地域情報通信ネットワーク整備促進モデル構築
- ・テレワークセンター施設整備
- ・広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備
- ・情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備

また、これらの事業で開発が想定される情報システムは企業や研究者による個別研究では手に余る規模の大きなものとなる例が多い。これは、情報立国を目指す行政の事業としては当然な方向であると認めざるを得ない。だが、次の点を指摘したい。

開発対象の情報システムはどれも画像データの伝送および処理を主体とする「情報のジャブジャブ使い」の実現を目指している。情報伝達における画像利用の効果はTV番組を始めとして周知である。だが、潤沢な画像データを活用して世論に訴える手段を一般住民に与えられてはいる。つまり、高速情報通信回線が一般家庭へ普及してオンデイマンド体制が実現しても、住民は行政機関と対等な立場を与えられず、現状と同様に垂れ流されるデータを受信する状況に据え置かれる可能性が高い。

3.3 自治体の応募状況

情報化は国の行政に任せるのでなく、自治体が主体的に取り組むべき事項が多い。そして、バブルの崩壊以後、住民の身近な問題は身近な自治体が解決に当たることの有利さが広く認識されるようになってきた。

郵政省の補助事業は自治体が立案した事業計画を財政的に援助するものであり、情報システムの内容は自主的に設定することが要求されている。以下では採択された事業計画を中心にして検討を進める。なお、双方の事業は地域住民にも活用可能な情報システムに関するものであるとの筆者の認識によって考察の対象とした。

表4 事業で採択された技術

採択技術	件数	採択技術	件数
N-ISDN	37	インターネット	33
B-ISDN	5	電子メール	2
CATV	15	FAX	3
通信衛星	2	テレビ電話	7
光ケーブル	4	テレビ会議	1
無線 LAN	1	VOD	4

表5 流通させるデータ

適用分野	件数
学校教育	57
生涯教育	34
申請事務	36
保健福祉	13
広報データ	54
その他	13

a. 自治体ネットワーク施設整備事業

「地域情報センター」を整備し、市役所、学校、病院等の公共施設を通信回線で接続して、行政サービスの向上基盤とすることが事業の趣旨である。1994年度から1999年度までの間に68団体³⁶⁾による事業計画が採択されて展開している。公開された事業計画書を分析したところ、以下のようなことが明らかになった。なお、表4および5に示す件数については重複があるので、採択数とは一致しない。

この事業ではセンター方式が前提とされており、インターネット機能を採用していない計画も多い。また、専用回線を採用する例が多く、行政サービスの提供に関与する自治体職員などによる操作が主体とされている。なお、高速通信の適用が少ないとから文書および静止画のデータを流通対象にしている例が多いと考える。つまり、行政事務におけるスタンダードアローン型のOA化が一段落したことを契機として、分散した機器およびデータベースをネットワーク化させることが技術的な特色である。

b. 広域的地域情報通信ネットワーク整備促進モデル構築事業

住民の意識向上に伴って高度な行政サービスが要求されるようになると、多くの自治体はスケールメリットを生むことが期待される広域行政事務組合を設置して対処することになった。この事業は1998年度から実施されたものであるが、その発想が先の事務組合制度にあることが推定される。既に合計38件³⁶⁾が採択されているが、2000年度以降は基盤整備事業へ発展されている。

このネットワークは市町村間の区域を越える行政需要に応えるための活用が期待されている。行政の境界地域の住民に対する平等な行政サービスの提供を図ったり、自治体が単独で処理することが困難な大規模な事業などを支援するシステムの構築が目標である。例えば、通信の技術面では動画を配信する例が多く、衛星中継、専用 ATM、B-ISDN、光通信 LAN、無線 LAN などの高速通信回線の採用が目立つ。

また、地理的には岩手県下の59市町村をネットワークに参加させる計画が採択されるなどのように広域化が目立つ。なお、規模の大きな情報システムの構築および運用に自

表 6 情報流通のためのメディア

分野	事例
音声	世話役 教師 宗教家 狂言師
文字	掲示板 回覧版 文字放送 ビデオテックス
芸術	壁画 宗教画 風刺画 仏像彫刻
印刷	ビラ パンフレット ポスター 書籍 新聞
電信	電報 パソコン通信 インターネット通信 VICS GIS
電話	通話 ファクシミリ テレビ電話 オフトーク通信
放送	構内放送 街頭放送 防災無線 ラジオ放送 地域FM放送
TV	TV放送 ITV 環境TV CATV 衛星TV

治体のみが当たるのではなく、企業・大学・非営利団体（NPO）などの協力参加が有効である。それにより地域特性を發揮可能な情報システムが構築されるという期待が市民にも生まれると考える。

4. 情報の流通方法

4.1 旧メディアの活用

社会では古来より多様なメディアが開発・活用されてきた。メディアの利用主体は人間であるから、簡便で利用効率が高いメディアは自ずと長く生き残る筈である。

自治体で従来から活用されて、行政サービスの提供に有効であることが実証済みのメディアは継続活用すべきであるが、慣習に囚われずに新活用法の模索も必要である。

旧メディアの代表例として回覧板を取り上げる。これは自治体・自治会・地区内の学校などで作成された文書を地域住民に回覧させる制度である。これの利点は、隣接住民が現物を直接伝達することにある。これにより、回覧文書に関心が向けられるのみなくコミュニティの形成機会が生じることを期待可能である。居住者の変動が激しい共同住宅の地域では困難が伴う場合もあるが、住民意識の向上や共同体の必要性を認識するなどの副次的な効果も見逃せない。

4.2 役場庁舎の場合

庁舎を訪れる者は、申請事務や併設施設を利用するなどの目的で訪れる住民のみでなく、役場職員・議員・出入り業者・金融機関職員・他地域の来訪者などもいる。だが、庁舎で行われている広報活動では、対象が誰であるかが不明な事例が見られる。

a. 掲示板

自治体の門前に掲示板が設置されている例が多い。掲示物の代表は公報・告示・公告・

縦覧・改訂規則・競売物件などである。だが、掲示文書が拡大複写されてない、冊子形式のため内部が見えないなどの問題がある。そのため、詳細を知るためには担当部署で現物を見るための請求手続き（情報公開）が必要になる。

筆者は本研究の遂行のために茨城県下の43市町村の役場を訪問した。掲示物の選択は自治体の業務規則（条例）および慣習に従っている旨の説明を某自治体において受けた。その際、庁舎内の案内職員が掲示板の担当部署を把握していないといった形骸化の実態を知ることとなった。

行政資料の公開場所を設定して、現物をファイルに綴じて公開するなどの行政サービスを実施している自治体は調査の過程で数件のみ発見できた。なお、秋田県ではインターネットのホームページ（以下、HPとする）上に「公報ファイル」²⁴⁾として誰もが参照できる体制を2000年1月から実施している。掲示板の活用法および文書の公開法の改善策として参考となる事例である。

b. パンフレット

多様な機関で受け付け窓口などにパンフレットを山積みしている場面が見られる。また、パンフレットを手にする者も多い。パンフレットの機能は配布を受けた者が手軽にブラウジング可能な点に特徴があり、HPの参照が特定装備を必要とするのとは異なる。だが、パンフレットは物流が前提であるため伝播性が低い。ゆえに、パンフレットによる情報流通の実現を図るために、その制作および配布には工夫が必要である。

実態調査では大部分の役場においてパンフレットを発見できた。表7は観光および地区の案内を目的としたパンフレットを収集・分析した結果である。観光パンフレットの配布対象は地域外者および地域住民であるから、住民であっても日常気に止めないような場所を新しい切り口で紹介している例が多い。

観光用パンフレットでは高級な印刷技術が採用される例が多く、コスト負担を回避するために制作しない自治体も少なくない。ゆえに、制作した観光用パンフレットは来庁者に配布するのみでなく、教育機関で活用法の工夫を凝らして文化活動にも役立てるなどの配慮が望ましいと考える。

パンフレットの体裁は多様であり、単純なものはコピー1葉形式で、最高は56ページ

表7 パンフレットのサイズと頻度

用紙サイズ	頻度
新書判	48
B5判	45
A4判	30
B4判	14

表8 配布場所

役場庁舎内	旅客業者
担当部課	観光施設
総合案内所	公共機関
ロビー	駅・空港
出張所など	土産物店

地域情報化における I T の適用課題

表 9 各県の構成自治体数と HP の非開設件数（非設）

区分 名前	市部		区部		町部		村部		合計	
	件数	非設								
茨城県	20	0	0	0	51	15	17	8	88	23
栃木県	12	2	0	0	35	15	2	2	49	19
群馬県	11	2	0	0	33	12	26	6	70	20
埼玉県	43	7	0	0	38	16	11	8	92	31
千葉県	31	5	6	0	44	6	5	3	86	14
東京都	27	2	23	0	4	0	8	0	62	2
神奈川県	19	0	25	0	17	3	1	0	62	3

(2000年10月2日現在^{25),26),27),28),29),30),31)})

の冊子型であった。なお、用紙のサイズは多様であって変形版も目立った。たとえば、携帯性を目的として新書判とする例が多いが、パンフレットを管理する面からはA4判に統一すべきであると考える。つまり、総合案内所などで複数種を陳列したり、受領者が資料管理をするときは統一サイズである方が好都合である。

自治体が発行するパンフレットの配布を受けるためには、市民が表8のような場所に出向く必要がある。そのために、住民が自己の居住地で発行されているパンフレットの存在を知らない例も多い。甚だしい場合は役場職員が存在を把握して居らない事例もあった。自治体は発行者としての管理体制を整備すべきである。

4.3 インターネットの活用

a. ホームページの開設

多くの自治体がホームページ HP を開設している。HP の開設・運用は工夫次第で低成本で実現可能である。ゆえに、過疎地域の自治体であっても積極的に取り組むことで、大規模な自治体とインターネット上で互角に競争しあう可能性が与えられる。

表10 HP の開設および非開設

開設の目的	非開設の事由
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域情報化」政策に応じる ・地域活性化に活用する ・行政サービスの向上を図る ・住民の相互交流を促進させる ・地域情報を全国に発信する ・地域外者に地誌案内をする ・地場産業の振興に活用する ・異業種交流の実現に供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・首長の行政方針による ・議会の政治方針による ・住民のニーズが低い ・地域の通信回線に問題がある ・地元に有力な接続業者がない ・人員削減に繋がらない ・HP の運用人材が居ない ・運営コストが負担である

表9には関東圏でHPを開設していない自治体の件数が示されている。これから分かることは、町および村における非開設事例が多いことである。この要因としては財政的理由があると推定されるが、注目すべき点は市部でも非開設の事例があることである。これにより、開設しない理由は必ずしも財政面のみにあるのでなく、表10に示すような多様な要因によって開設を見合させる事例もあると推定できるが、実態を把握することは困難である。

HPの開設は行政の一方的な主導で進められるべきでない。取手市ではHPの開設に当たって、掲載内容などに関するニーズを実態調査²¹⁾によって把握する努力を払った。そのため、HPの開設後にはアクセス数の急増が観察されている。

b. アクセス頻度

自治体が積極的にHPを開設している例が多いのであるが、それらのHPにアクセスして参照する者がどの位現れるかは重要な問題である。これは企業のHPでも同様である。だが、HPは企業イメージの向上には有効であるが、売り上げには結びつかないことが多くの事例によって報告されている。

マーケティング活動では宣伝活動が大きな役割を担っている。例えば、テレビのコマーシャル時間帯では、十数秒程の時間内で商品について関心を掘り起こすために心理的な面を含めて周到な工夫が施された各社のCMが連続して放映される。だが、それらが購買活動に繋がる機会は少なく、大多数の視聴者には環境映像としての作用しか与えないことが実態であると推定する。自由経済の社会に生活する市民は消費を始めとして多くの行動に対して広い自由裁量が認められている。つまり、HPはユーザが通信回線に接続して、市民によって該当のHPが能動的に選択指定されることが不可欠である。

行政・団体・企業などが苦心して開設したHPへのアクセス頻度を向上させるためには市民のニーズに合致する内容の提供が不可欠となる。テレビ放送でのバラエティーショウ番組は多くの識者によって批判されながらも未だに消滅する気配が無い。その最大の要因は、一般市民が「他人の不幸は最大の楽しみ」と密かに感じる事実を放逐できないからである。自治体のHPで同様な手法を採用することは許されないが、HP観察者のニーズを無視して、啓蒙・教養・行政サービスの事項を全面に押し出しても頻度の向上は見込めない。

アクセス頻度の向上策は技術的な側面と提示画面の内容とに分けて考えることが必要である。技術面ではHPに動画・点滅文字・写真・地図・音楽などの提示機能を設けて関心を誘うことが可能である。だが、マルチメディア機能をHPへ潤沢に組み込むと制作コストが上昇するのみでなく、通信回線への負荷が大きくなる。

内容面の工夫は人知を結集することで見込まれる。つまり、HP制作の技術が稚拙であっても住民のニーズに合致すれば、頻度が向上することを筆者の実態調査でも確認でき

た。だが、自治体職員は多様な定常業務を抱えているので、片手間に HP 制作に当たる事は困難である。ゆえに、外部からの援助が有効となるが、第三セクターなどの専門組織を利用するだけでなく、市民ボランティア・地域コミュニティ、NPO などの協力を得て制作に当たることが肝要であると考える。ただし、自治体が提供する HP が公文書に該当すると言った縛りがある場合はその解除が必要となる。

以上をまとめると、アクセス頻度が高い HP では次のような点を充足させていることを指摘できる。

- ・過疎地域のため、住民が日常生活に活用している。
- ・住民に「我が町の HP」を育む努力が存在する。
- ・掲載内容が住民のニーズに合致している。
- ・内容更新の期間が短く、再アクセスの頻度が高い。
- ・画像データを抑制して、ユーザの通信負担を軽減している。
- ・多様なメディアの併用により HP の存在が周知されている。
- ・地域外者による観光事情や事故実態などの問い合わせがある。

c. アクセス頻度の実態調査

著者は茨城県下の市町村が開設している HP のアクセス度数を継続的に調査した。調査法は HP 中に表示されているカウンターの定期観測である。調査期間は1999年8月か

表11 アクセス頻度の状況

頻度区分	該当自治体とそのアクセス頻度数				
~10	関城町8.2	結城市9.8			
~20	潮来町13.2	龍ヶ崎市16.0	美浦村16.3	阿見町17.4	水戸市17.6
	茨城町18.4	岩井市18.7	麻生町20.0		
~30	東町20.4	岩瀬町20.9	日立市21.0	土浦市21.3	神栖町21.6
	下館市22.5	大宮町22.6	石岡市22.7	新利根町22.9	
	北茨城市24.5	下妻市26.9	谷和原村29.0	霞ヶ浦町30.0	
~40	千代田町31.0	内原町32.8	笠間市37.9	波崎町38.3	
~50	常北町41.0	常陸太田市41.1	岩間町41.8	鹿島市43.5	
	ひたちなか市45.9	山方町49.8			
~100	明野町51.9	守谷町52.7	牛堀町55.7	那珂町56.4	つくば市62.1
	伊奈町63.7	大子町80.3	古河市89.1	大洗町91.1	
~200	水府村110.7	御前山村123.0	美和村184.6		
201~	猿島町225.1	緒川村226.5	東海村596.4		

注：数値は住民1000名当たりの月間平均アクセス度数である。

ら2000年2月であり、前報²³⁾で示したように「東海村の臨界事故」が同期間内に発生したため、同村の周辺自治体におけるアクセス頻度に影響を受けた。したがって、分析では、1ヶ月当たりの平均アクセス度数を住民1000人当たりの値に変換させて「アクセス頻度」とした。この指標を参照すると、開設HPの自治体規模に影響されない自主的なアクセス状況の実態を把握することができると考える。

表11からはアクセス頻度が自治体規模に必ずしも影響されないことが分かる。なお、頻度が高いグループの中に過疎地域が含まれることに注目したい。過疎地域では、戸数の減少に伴って住民相互が疎遠化したり、公共交通の撤退による外出困難が生じるなどの問題が多発している。そのため、積極的にHPを活用して行政サービスに参加する住民が増加したり、地域に存在する観光資源を活用して集客を図るために行政がHPの表示内容を工夫するなどの実態が推定される。

なお、2000年度の『通信白書』²²⁾によれば、インターネットの利用普及率が町村部で14%，都市部で24%に達している。この調査結果を勘案すると、過疎地域にある自治体のHPに対するアクセスは地域住民による度数よりも地域外者による度数の方が多いと推定される。

5. まとめ

地域の概念は観点によって相当に広い幅がある。それゆえ、地域情報化の対象も様々なものが想定される。住民を志向する地域情報化の実現努力は、国の行政に依存するのではなく、身近な自治体と住民とが共同で取り組むことが必要である。なお、実現のために情報機器の導入を優先させることは避けねばならぬ。情報流通では古来から多くのメディアが活用されてきた。それらの中には今後も活用が有効な物も少なくない筈であるからだ。ただし、情報化の推進には漫然と旧式メディアを継続して利用するのではなく、適材適所を試みることが不可欠であることは言を待たない。

IT（情報通信技術）を地域情報化のために活用することは重要である。だが、情報産業の後押しを意図する国や補助事業などに自治体が飛びつく傾向を見過すべきでない。住民のニーズ実態を確認して、情報システムの構築に取り組むことが大切である。さもなければ、「ニューメディア」の時代に構築された多くの情報システムがユーザから見放されてしまった経験を住民の幸福実現に転じさせることが困難となる。

参考文献

1. 竹内郁郎著：地域メディア、日本評論社、'89.11
2. 清原慶子編：ネットワーク型社会の構築、ぎょうせい、'93.4
3. 船津衛著：地域情報と地域メディア、恒星社厚生閣、'94.12

4. 青井和夫監：地域社会学，サイエンス社，'95.11
5. 福田豊著：情報化のトポロジー，御茶ノ水書房，'96.2
6. 井上俊他編：メディアと情報化の社会学，岩波書店，'96.8
7. 夏井高人著：ネットワーク社会の文化と法，日本評論社，'97.9
8. 寺野隆雄他著：情報ネットワーク社会の未来，富士通ブックス，'97.11
9. 長谷川文雄監：マルチメディアが地域を変える，電通，'97.12
10. 大石裕他著：情報化と地域社会，福村出版，'97.12
11. 牧野二郎著：市民力としてのインターネット，岩波書店，'98.6
12. 斎藤吉雄編著：地域社会情報のシステム化，御茶ノ水書房，'99.2
13. 金子郁容著：コミュニティ・ソリューション，岩波書店，'99.5
14. 村田正幸著：マルチメディア情報ネットワーク，共立出版，'99.7
15. コンテンツビジネス研究会編：コンテンツビジネス，日本能率協会，'99.7
16. 今里慈編：情報と交流のネットワーク，ぎょうせい，'99.11
17. 横並利博著：自治体の I T 革命，東洋経済新報社，'00.6
18. 白井均他著：電子政府，東洋経済新報，'00.7
19. 茨城県企画調整課：「地域情報化推進計画」，茨城県，'92.3
20. 情報政策研究会：地方公共団体における地域情報化施策の概要（平成10年版），'99.4
21. 取手市政策推進部：平成11年度市民意識調査報告書，'99.12
22. 郵政省編：「通信白書」，平成 6 ~12 年度版
23. 内桶誠二：サービス業務におけるマルチメディアの活用，流経大流通情報学部紀要，Vol. 4, No. 2, '00.3
24. <http://www.pref.akita.jp/bunsyo/kouhou.htm>
25. <http://www.pref.ibaraki.jp/links/index.html>
26. <http://www.pref.tochigi.jp/link/2link.htm>
27. <http://www.pref.gunma.jp/tihou/tijoho01.htm>
28. <http://www.pref.saitama.jp/A02/BO00/bunken/sta/39-5.html>
29. <http://www.pref.chiba.jp/dailylife/directory/city-list-j.html>
30. <http://www.metro.tokyo.jp/INET/LINK/LINK4.HTM>
31. <http://www.pref.kanagawa.jp/link/linkmenu.htm>
32. <http://www.mpt.go.jp/policyreports>
33. http://www.mpt.go.jp/top/local_support/index.html
34. http://www.mpt.go.jp/top/local_support/support-8.html
35. <http://www.mha.go.jp/news/990427.html>,
36. <http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin>